

量の見込みの算出方法（概要）

1 量の見込みの算出の目的

次期新宿区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行う。

2 量の見込みの算出の考え方

以下の国から示された算出の考え方等に基づき、算出を行う。

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）
- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）
- ・「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（平成 30 年 8 月 24 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）
- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について（平成 30 年 12 月 27 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）
- ・幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方について（未発出）

3 量の見込みの算出の流れ

- ① 現在の家庭類型の算出
- ② 潜在的な家庭類型の算出
- ③ 教育・保育の量の見込みの算出（認定区分別）
- ④ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出（事業別）

4 量の見込みを算出する項目

対 象 事 業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭＞	3～5歳
2	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	延長保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	0～5歳、1～6年生
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外の一時預かり事業	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	1～5歳
11	ファミリーサポート事業	0～5歳、1～6年生
12	利用者支援事業	0～18歳

5 量の見込みの基本的な算出式

<p>「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」</p> <p>「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人）」</p>
--